



ダリア

NAOだより

編集発行人

NAO税理士法人

代表社員

赤堀 安宏

〒500-8335

岐阜市三歳町4-2-10

TEL 058(253)5411(代)

FAX 058(253)6957

10月

(神無月) OCTOBER

12日・スポーツの日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

ワンポイント ビール系飲料の「酒税」統一

ビール系飲料の酒税は、酒類間の税負担の公平性を回復することなどを目的に段階的に見直されてきましたが、今年10月から最終段階として税率が一律54.25円(350ml缶換算)に一本化されます。ビールは約9円の減税となる一方、発泡酒(麦芽比率25%未満)と新ジャンルは約7円の増税となります。

10月の税務と労務

- 国 税／9月分源泉所得税の納付 10月13日
- 国 税／特別農業所得者への予定納税基準額等の通知 10月15日
- 国 税／8月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 11月2日
- 国 税／2月決算法人の中間申告 11月2日
- 国 税／11月、2月、5月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 11月2日
- 地方税／個人住民税第3期分の納付 市区町村の条例で定める日
- 労 務／労働者死傷病報告(7月～9月分) 11月2日
- 労 務／労災の年金受給者の定期報告 (7月～12月生まれ) 11月2日
- 労 務／労働保険料第2期分の納付 11月2日 (労働保険事務組合委託の場合は11月16日)

2026年10月スタート 国民年金保険料の育児免除制度

多様化する働き方

働き方改革の推進やコロナ禍を経て、現代の働き方は多様化しています。複数の企業を掛け持ちしながら働く「副業」スタイルに加え、雇用契約を交わさずに働くフリーランスや個人事業主などが増加しています。

特にフリーランスや個人事業主を選択するケースでは、育児・介護と両立させながら働く方や、自身の望む生活スタイルに合わせた働き方を希望する方が多く見られることが特徴です。

育児支援格差の「壁」

増加傾向にあるフリーランスや個人事業主ですが、会社員と比較するとどうしても年金面や保険面での不安が拭えません。特に育児面でのサポート体制における差、つまり「育児支援格差」が生じることが問題視されていました。

通常、会社と雇用契約を交わした社員は、その会社の雇用保険や社会保険などに加入し、状況に応じた補償を受けることができます。しかし、フリーランスや個人事業主は、自身が事業主扱いとなるため原則として雇用保険へ加入することができず、育児休業制度も利用できません。そのため、育児のために仕事を休むと無収入になり、負担が大きい状況が続いていました。

育児免除制度

こうした課題に対応するため、今年10月より「育児免除制度」が開始されました。対象者が申請すれば、一定期間の国民年金保険料が免除されます。免除期間は保険料を納付したものと扱われ、将来の年金額に反映される点が、この制度の大きな特徴です。

育児免除制度の対象は、国民年金の第1号被保険者で、1歳未満の子どもを育てる方です。フリーランスや個人事業主などに加え、雇用保険に加入していないアルバイトなど第1号被保険者に該当する方も対象になります。これまで第1号被保険者には、原則として出産予定日または出産日の属する月の前月から4か月間の産前産後期間は国民年金保険料が免除されるという制度がありました。しかし、その期間後は免除制度がなく「無収入なのに保険料は支払う」という状況がありました。そこで、フリーランスや個人事業主も、会社員等と同じく安心して子どもを育てることができる環境づくりを目的として、育児免除制度が創設されました。

具体的な免除期間は、母親の場合は産前産後免除期間に引き続き9か月間、父親や養父母の場合は子を養育することとなった月から、

子どもが1歳の誕生日を迎える前月までとなります。電子申請にも対応しているため、役所まで出向く必要がなく、パソコンやスマホで行うことができます。

企業への影響

育児免除制度は、フリーランスや個人事業主などの生活を支援する制度であり、企業との直接的な関係は薄い制度であるようにも見えます。しかし、育児休業中の経済的負担が軽くなることでフリーランスや個人事業主が増加した場合、企業にとっては業務委託人材や兼業人材を確保しやすくなるというメリットがあります。フリーランスなどの増加に比例して、自社のスタイルに合った人材を探しやすくなります。

その一方で、これまで独立に二の足を踏んでいた社員がフリーランスや個人事業主へと転身する可能性も高まるため、人材流出のリスクも無視できません。

労働人口の減少が懸念される昨今、優秀な人材の確保はどの企業にとっても重要な課題です。マイナスの影響を最小限に抑える観点からは、社内制度の見直しや、育児・介護との両立、多様な働き方へ対応できる環境整備など、社員が働き続けやすい仕組みづくりを進めることが、今後ますます求められるでしょう。

ポモドーロ法とは

ポモドーロ法（ポモドーロ・テクニック）とは、集中力を保ちながら作業を進めるために考案された時間管理システムのことです。考案者は、イタリア人の起業家フランチェスコ・シリロです。「ポモドーロ」はイタリア語でトマトのことで、シリロが時間管理のためにトマト型のキッチンタイマーを使用していたことが由来となっています。

メリハリを保つ進め方

ポモドーロ法のポイントは、「長い時間ダラダラと作業を続けない」ことです。具体的な方法は、勉強や仕事などの作業時間を25分間ごとに設定し、作業時間の間に5分の休憩時間を挟みます。25分間作業をし、5分休憩するサイクルを繰り返す流れになります。

作業時間の25分間は、作業で利用しないのであればスマホをサイレントモードに設定し、SNSや通話を控える方法が推奨されています。タイマーを使って時間管理をする際、スマホのタイマーではつい触ってしまう心配がある場合は、シリロのようにキッチンタイマーを活用すると良いでしょう。

一方、休憩時間は必ず5分間きっちり取ることがポイントです。席を立ったりストレッチをしたりして気分転換をしたり、水分補給や目を休めるなどしてリラックスすると効果的です。ただし、休憩中にスマホや

ポモドーロ法



パソコンを見てしまうと、つい見すぎて集中力が途切れてしまう危険性があるため注意しましょう。

25分作業＋5分休憩を1セット（1ポモドーロ）とし、4セット行った後に15～30分程度の長めの休憩を取ることで、メリハリのある作業時間の確保が期待できます。

メリットは集中力の持続

ポモドーロ法の大きなメリットは、「25分間」という集中力を保ち続けやすい時間設定にあります。デジタル化が進み、メールやニュース配信、リマインド通知などリアルタイムで多くの情報が得られるようになりましたが、その一方で、作業中に受け取る多くの情報の影響で注意力が削がれてしまう機会も増加しているため、長時間にわたって一つの作業を行うことが難

しい環境になっています。

こうした環境の中で、ポモドーロ法の「一定時間だけ集中する」というコンセプトが、心理的な負担も少なく評価されています。また、タイパ（時間対効果）を重視する流れとも相まって、世間で生産性向上のためのタイムマネジメントが浸透したことも、ポモドーロ法が注目されるようになった背景の一つです。

不向きな場合も

ポモドーロ法は非常によく考えられた時間管理システムですが、作業内容によっては逆に集中力が削がれてしまう危険性があります。

特に、プログラミングや記事の執筆、デザイン業務など、クリエイティブな要素のある作業を行う場合、思うような作業方針が固まるまでに一定の時間がかかる場合があります。このような場合、思考を深めた瞬間にタイマーの音で集中が途切れてしまい、再開後に再び集中力を高める必要性が生じることで、余計に時間を費やしてしまう可能性があります。複雑な計算問題や長文読解などの、じっくり取り組む必要がある作業にも、不向きとなる場合があります。

また、集中力の度合いは個々で異なるため、25分間という作業時間にどうしても向かない人もいるでしょう。こういった場合は無理にポモドーロ法へ合わせる必要はなく、自身に合った作業サイクルを作ることも有効です。

インバウンド婚

インバウンド婚とは、海外から訪れた外国人カップルが、日本国内で結婚式を挙げたり、ウエディングフォトを撮影したりすることを指します。

近年、日本文化の人気の高まっていることもあり「憧れのニッポン」で挙式や撮影をするために来日する外国人が増えています。具体的には、日本の寺や神社で挙式を執り行ったり、桜や紅葉、富士山、東京・浅草の雷門などの日本の四季や文化を感じられる場所での撮影プランなどが、特に人気を集めています。

インバウンド婚人気の背景としては、まず近年の円安の影響により、外国人旅行者に強烈な追い風が吹いているということが挙げられます。割安価格で日本へ旅行し、結婚式を挙げるという特別な体験ができるということもあり、挙式後もハネムーン気分日本で滞在を楽しむカップルが多くみ

れます。コロナ禍後に観光客数が回復したことも、インバウンド婚への興味が高まっている理由の一つでしょう。また、SNSの普及により日本国内での投稿が即座に国内外で閲覧され、日本に滞在し挙式する具体的なイメージが湧きやすくなったことも、人気を後押ししています。

国内のブライダル事業にとっても、インバウンド婚は非常にありがたい存在です。新たな顧客層を獲得することができる点はもちろん、国内では敬遠されがちな平日の挙式数を増やす効果も期待できます。また、事業展開を行う地域とタッグを組むことで、地方全体の観光業の活性化にもつながります。

しかし、地域によっては海外の言語や宗教、慣習への理解が追いついておらず、また交通面などのインフラ整備が不十分なケースもみられます。インバウンド婚の気持は今後も継続すると見込まれるため、地域全体で受け入れ体制を整えていくことが求められます。

子ども110番の家

10月は警察などによる「全国地域安全運動」が実施されます。防犯意識が高まるこの時期に「子ども110番の家」の役割についても改めて知っておくと良いでしょう。

子ども110番の家は、子どもが登下校中や外出中に、連れ去りなどの危険を感じた際、駆け込んで助けを求められる場所のことです。コンビニや美容室、商店、病院、オフィス、一般家庭などが登録しており、子どもの安全確保に加え、危険な場所を見つけた際の連絡・通報も担っています。

子ども110番の家として活動するには、多くの場合は地域ごとに定められた窓口へ申し込みを行い、在宅状況や保護・通報体制等の条件を満たす必要があります。登録者は玄関や店頭など、子どもが見つけやすい場所に専用プレートなどを掲示するのが一般的です。交番が近くにない場所でも子どもが助けを求めることができる環境作りの一環として、子ども110番の家は重要な安全策の一つとされています。

10月9日 世界郵便の日

10月9日は「世界郵便の日」です。1874年10月9日にスイスで万国郵便連合（UPU）が発足したことに由来し、この日に合わせて世界各地で郵便にまつわるイベントが開催されています。

UPUは、国ごとに異なっていた郵便のルールを統一し、国際郵便のやりとりをスムーズに行うこと等を目的として設立された機関です。世界郵便の日を中心とした一週間を「国際文通週間」と定め、手紙を書くことを通じて国籍を越えた相互理解を深め、世界平和へ貢献することを目指しています。日本では、文通週間に合わせて記念切手が発行されています。

SNSが主流となりつつある今だからこそ、温かみのある「手紙」でコミュニケーションをとってみたいいかがでしょうか。